



## ひらかた九条の会 上脇博之さん講演会 6/29(土) 満席の会場、政治とカネの問題に鋭いメス

6月29日にひらかた九条の会が、春の憲法学習会を開催。講演直前には「安倍政権のスキャンダルをもみ消す官邸の番人」とも言われた、黒川検事の異例の定年延長問題で、これも上脇教授が告発した、経過を示す文書開示の裁判で画期的な判決も出た中で



の講演会。170人収容の会場は満席となり、関心の高い中、熱気のある講演会となりました。

上脇教授は、この間の自民党をはじめとしたパーティー券、裏金問題を告発して、政権に激震を引き起こした、「政治資金オンブズマン」代表として、この間の取り組みや、与党を中心とした政治家の動きを報告して批判。



政治とカネをめぐる根深い闇や、日本政治の問題をリアルな話を交えて、詳しく講演していただきました。

上脇教授は、民意や民主主義をゆがめる政党助成金、企業献金、小選挙区制の問題を鋭く切り込み、暴走する政権、与党などにあきらめることなく、抵抗していくことが重要と、訴えました。

## 枚方子ども会議第33回総会&交流会 「今こそ子どもの声を聴こう」

6月30日(日)には、旧メセナひらかたで、教育子育てに関連する市民団体、労働組合、保護者や市民が集まり、今年33回目を迎える総会と、交流会が行われました。



交流会では、「今こそ子どもの声を聴こう」と学校教員、不登校引きこもりの親の会から子どもたちの実態や、学校で取り組まれている今の教育の姿などが報告されました。

会場からも、激変する学校や授業の中身がどうなっているのかわからない。子育ての経験から不登校を経て先生を目指している子どもを見守り、励ましてきている。先生たちも変化の激しい教育の中で苦勞されているが、20年以上前の先生のことを今も思い出している子どもの姿に、先生の影響の大きさを感じる。など様々な方面からの意見が出されて交流が深められました。

## AI時代に求められる力は 2018年文科省報告書 意外にも「基礎的な学力の習得と人間性」



市教委は教師主体の一斉授業からの脱却、課題解決学習の推進、学びの個別最適化(家庭学習の個別最適化、自由進度学習、学びのスタイル(家庭、携帯、方法、場所、相手など)の自己決定、などを強調して、全市的に取り組みを進めることとしています。

これは、激変していく社会を生き抜き、必要な力を身に付けていくために、これらの新しい取り組みが必要なためとしています。

このため現場では研修や研究授業、新しい取り組みのための会議などが増え、子どもたちにゆっくり向き合うことさえままならないという声も聞かれます。

### かつて、新指導要領研修で外部講師が繰り返し強調「今までの教育はダメ」

かつて新学習指導要領を前にして各学校や委員会主催で行われた研修では、大学教授がしきりに「このままでは日本は衰退してしまう」「今ある仕事の7割は子どもが大きくなるころにはなくなっている」「今までの授業では社会の変化に取り残される」「気持ちばかりをたずねる国語の授業は「気持ち悪い」などしきりに、従来の学校の授業や取り組みそのものに問題があると、否定的に取り上げ、新しいスタイルこそ重要と繰り返し強調されていました。

### 文科省がAI時代を見据えた報告書 意外にも「基礎的な学力と人間性こそ必要」

しかし、文科省はAIやICTの急速な発展を見据えて、2018年に新しい社会の中で、本当に必要な教育や学校の在り方はどのようなものかについての報告書を公表しています(「Society 5.0 において求められる人材像、学びの在り方」)。

その中でこれからの劇的な変化が予想される中でも、「人間らしく豊かに生きていくために必要な力は、これまで誰も見たことのない特殊な能力では決してない。」として、

「自己の主体性を軸にした・人間性が問われる」「共通して求められる力として、①文章や情報を正確に読み解き、対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力が必要である」と強調。

「義務教育に求められるのは、常に流行の最先端の知識を追いかけるのではなく、むしろ、学びの基盤を固めることであると考えられる」と結論付けています。

### OECD 日本の教育の強みは「全人的教育」と「教師の学び合い」

### 急速に変容する日本の学校に警鐘「安易にテイラー方式に傾けるべきではない」

国際学力調査(PISA)を推進するOECDが2023年に出した日本の教育への報告では、日本の教育が国際的にも高い評価、成果を上げており、その背景には学校が子どもを人間的つながりや人格の育成を重視する「全人的教育」と現場教員の教材や実践交流などの「教師の学び合い」があることを高く評価しています。

しかし、その一方で、この間急速に変容する日本の学校の在り方について、「安易にテイラー方式(※)に傾けるべきではない」と、日本の学校の在り方・全人教育を変更するような動きに警鐘を発しています。

※工場生産で、労働者の働きや作業工程を細かく分けて分析、効率的に管理運営する方式  
文科省の報告書では忘れてはならないことを、次のようにまとめています。

「我々が目指すべき社会は、経済性や効率性、最適性だけを追求した無機質なものではなく、あくまでも人間を中心として、一人一人が他者との関わりの中で「幸せ」や「豊かさ」を追求できる社会であるべきであろう。」

# 長崎県 長期休業中の承認研修(職場離れた)を推進

## 枚方でもすぐに可能、「高度な専門性・裁量性」に応じた対応を

「笑顔の学校プロジェクト」を展開して先生たちのウェルビーイングを高めるとその成果を市教委が強調しています。先生たちはゆとりができて、子どもや授業にしっかり向き合う時間がとれているはずなのに、現場からの過密・多忙な働き方が変わらず、忙しさは例年以上といくつもの学校から聞かれます。

この中で全国では、本来の教員の特性に対応した法令を活用した取り組みが広がり始めています。

### 長崎県 先生たちの心身の休養と自主的研修で「夏休み充電宣言」

#### 大阪市、札幌市では在宅勤務も導入

長崎県は学校の働き方改革の一環として、2023年5月に教員の職業としての魅力アップや、なり手不足の解消に向けた本県独自のプラン「学校の働きがい改革2023」を策定し、教員に夏期休暇を十分に取らせ、主体的な学びができる環境を整える「夏休み充電宣言」の導入などを進めています。

#### 長崎県 夏休み充電宣言 一部抜粋

- 教育委員会主催の夏休み中の研修は、希望参加形式とし、実施時間も短縮。
- 承認研修の活用を促す。学校離れて、授業資料準備や教員の自主的に参加する研修も対象とし、も含めた教員作成の計画書、報告書も簡略化する。

札幌市でも、コロナ禍で適用していた在宅勤務を一般制度として適用できるようになっています。大阪市も働き方改革推進プランで、在宅勤務を学期中は週2回程度まで、長期休業中は校務に支障がなければ適用できるようにしています。

### 委員会、管理職の制限強化で機能不全に、先進国でも異例な自由制限

給特法などで教員は「高度な専門性・裁量性」のある業務とされていますが、この30年近くで、専門性も裁量性も奪われ、教育活動の自由が極度に制限されています。

先進国の教員は授業、教材の選択にも自由な権限があり、勤務でも授業以外学校に出勤することが求められず、長期休業中の時間の使い方は自由で裁量にゆだねられています。日本の教員の勤務の在り方は異常であり、教育行政も含めて感覚がマヒしていると言わざるを得ません。

これは、2000年前後から政治主導で全国に広まった、「教員バッシング」「日の丸・君が代強制」の動きと一体となって、学校の自由や裁量権が急激に制限されてきたことが背景にあります。

### 自宅での授業準備も含めた承認研修は法令に定められた制度

日本でも給特法で「教員業務は高度な専門性・裁量性」があるとしており、さらに教育公務員特例法でも、

第19条(研修) 教育公務員は、・・・、絶えず研究と修養につとめなければならない。

第20条(研修の機会) 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修をおこなうことができる。

と定められており、文科省も中教審の審議の中で、給特法の趣旨からも職場を離れた研修では自宅での研修も含めて想定していることを明らかにしています。

かつては先生の夏休み中に自宅で教材研究することや、民間教育団体(サークル)の自主研修への参加、海外旅行や国内資料館、美術館なども含めて当たり前活用されていました。

### 教員バッシング背景に、学校の自由・先生の裁量を大幅制限

しかし、2000年前後からの教員バッシングが繰り返される中で、2002(平成14)年に文部科学省から、通知「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について」が出され、「地域住民や保護者等の疑念を招くことのないよう」と校長に「適正な判断・運用」が強調されました。

実際には、マスコミを先頭に、委員会、管理職もさらに過剰に受け止め「適正な判断・運用」が「長期休業中の職場を離れての自宅を含めての研修が不適切で、禁止」されたかのようにとらえ、現場の教員に対して急速に制限が強められてきました。

2019年の文科省の長期休業中の業務適正化の通知においても、承認研修を禁止や適当でないといったことは一切書かれていません。

### コロナ期間でも実例、枚方でも委員会判断ですぐに可能

長崎県などのように、夏休みの承認研修を推進することは、国や大阪府の新たな通知や制度改正の必要もなく、枚方市でも教育委員会の判断ですぐにでも可能です。

それは、コロナ感染拡大の中で、国、府段階で在宅勤務が適用されていない段階で、市教委が判断して、自宅での研修を適用していたことから明白です。

法規法令からしても、コロナ感染拡大に限定される必要なく、市教委の判断で実施できることはすぐに実施すべきです。

### 子育て職員、講師の先生にとっても切実な課題

子育て中の先生たちにとって、絶えずこどもの病気・ケガなどで有休がすぐになくなってしまいう中、綱渡りで家庭と仕事の両立をやりくりしています。講師の先生も任用によって9月まで10日しか有休がない上、夏休み期間に採用試験の準備や勉強に集中したくても、出勤せざるを得ないのが実情です。

講師の先生の採用試験の準備や勉強はだれに対しても明らかにできる、立派で学校にとっても重要な「研修」です。

教員の専門性・裁量性を口先や行政の都合の良いときだけ持ち出すのではなく、本来の趣旨にのっとり運用することこそ、教育行政の責務と言えます。

## 「評価・育成システム」で夏の一時金に最大20万の格差

## 教職員を追い詰め、チーム力を低下の評価は廃止を

### 全員から(A評価も)ー2万円⇒SS・S評価へ上乘せ(最大15万円超)

28日に支給された夏のボーナス。昨年の府労組連の取り組みもあり、0.05月上乗せで支給され、月給与の2.25月分の支給に。しかし、実際には数字通りにはなっていません。

昨年度の、「評価育成システム」による評価によって、支給率に格差が設けられているため。

その格差は、A(良好)評価に比べ、最高15万円超の上乗せが行われています。

さらに、A評価を含む全員から2万円ほどが差し引かれたものと、下位評価者の減額分が原資となって、SS・S評価者へ上乘せされています。

これでは、職員同士を分断や競争関係に追いやり、文科省も強調する「チーム」としての力を低下させてしまっています。

そもそも成果主義で職員にランクをつけて賃金に反映させることは、欧米先進企業では創造性や自発性をそぐものとして、多くがすでに取りやめてきています。

それこそ専門性や自発性を基礎に、現場で工夫や相違が必要な学校現場には、必要ないシステムであり、早急に廃止すべきです。

全教(全日本教職員組合)の枚方教職員組合のニュースです 枚方教組に加入して学校や働き方を変えていきましょう